

「地域生活支援拠点等の整備促進、必要な機能の強化・  
充実のための都道府県ブロック会議」 事例発表資料

大阪府 堺市

# 目次

# CONTENTS



2

| **01** | 堺市の概要

3

| **02** | 地域生活支援拠点等の整備プロセス、整備類型、概要

4

| **03** | 各機能の具体的な内容

6

| **04** | 地域生活支援拠点等のイメージ図

7

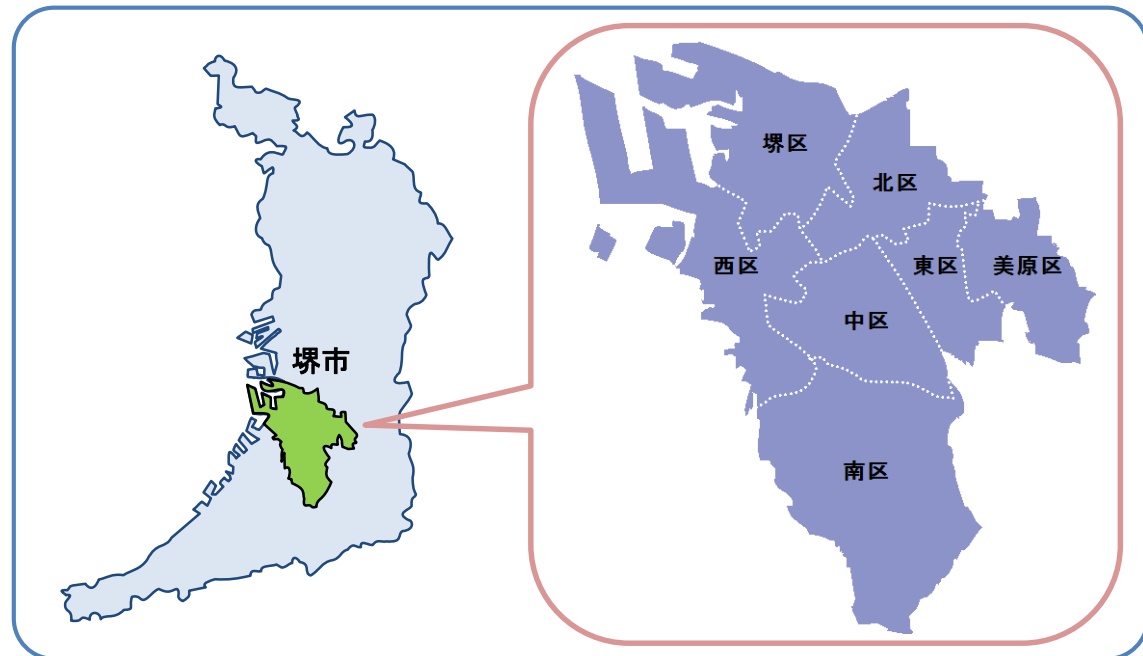
| **05** | 地域生活支援拠点等における支援の事例

8

| **06** | 地域生活支援拠点等の整備・運営における今後の課題・方針

- 人口 838,936人（平成30年3月末現在）
- 障害者の状況（平成30年3月末現在）
  - ・障害者数 53,404人
  - ・身体障害者手帳所持者 36,963人
  - ・療育手帳所持者 7,834人
  - ・精神障害者保健福祉手帳所持者 8,607人
  - ・高齢化、重度化の傾向

- 堺市の位置



## 02 地域生活支援拠点等の整備プロセス、整備類型、概要

### 整備のプロセス

- 平成24年度：「暮らしの場あり方検討会」を開催  
障害当事者や有識者を交え、24時間サポートと緊急時の支援を短期入所事業などに付加することを検討する
- 平成26年度：3年間の検証事業として「安心コールセンター」を実施
- 平成27年度：「堺市マスタープラン後期実施計画」「第4期堺市障害福祉計画」で、平成29年度末までに整備することを位置づけ
- 平成29年度：「地域生活支援拠点等」を整備

### 整備類型

#### 面的整備型

(障害者基幹相談支援センター（総合相談情報センター及び区障害者基幹相談支援センター）を中心に実施)

### 概要

- 「緊急時の受け入れ・対応」機能として「障害者緊急時対応事業」を開始
- 5つの機能は、総合相談情報センター及び区障害者基幹相談支援センターを中心に繋がっている
- 緊急時受け入れは、当事者と結びつきの強い日中活動系サービス事業所と短期入所事業所が連携して、日中活動系サービス事業所職員が駆けつけることで対応

## 相談

- 各区役所に障害者基幹相談支援センターを設置し、ワンストップで3障害に対応。地域での暮らしに関する相談に対応するとともに、障害福祉サービスを利用していない人等への支援、困難事例等への支援について計画相談支援事業所への助言を行う
- 区障害者基幹相談支援センターへの技術支援、広域調整等を行う総合相談情報センターを設置し、専門機関との連携や障害福祉の情報拠点としている。
- 各区の障害者基幹相談支援センターに地域移行コーディネーターを配置し、精神科病院・入所施設への働きかけや相談支援事業所に対する支援等を行っている

## 緊急時の受け入れ

- 緊急時対応は事前登録制、短期入所事業所と日中活動系サービス事業所が連携し対応
- 当該法人の夜間・休日のコールセンターへの連絡により、短期入所事業所の受け入れに係るコーディネートや必要に応じて現場への支援員派遣による支援を行う
- 「短期入所緊急利用」として2床空床確保

## 体験の機会、 場

- 親亡き後を見据え、相談支援の中で家族と離れて宿泊体験（短期入所、自立生活訓練事業）を行う機会を提供し、将来の自立生活につながるきっかけ作りを行う。自立生活訓練事業は、事業所の空き部屋などを利用し、慣れた支援員が隣室で待機しながら外泊する事業
- 地域移行や親元からの自立がスムーズに行えるよう、集団生活（グループホーム体験）や一人暮らし（単身生活体験事業）の体験の機会を提供。単身生活体験事業は、実生活で必要となる支援や環境等のアセスメントを行う

## 専門的人材 の確保・養成

- 相談支援の質の向上、新人の育成に注力（専門家相談、相談支援専門員向け研修、新任相談支援専門員向け勉強会等の実施）
- 専門的な対応ができる体制の確保（居宅介護事業者現任研修、グループホーム事業者研修、大阪府や専門機関との連携・協力）

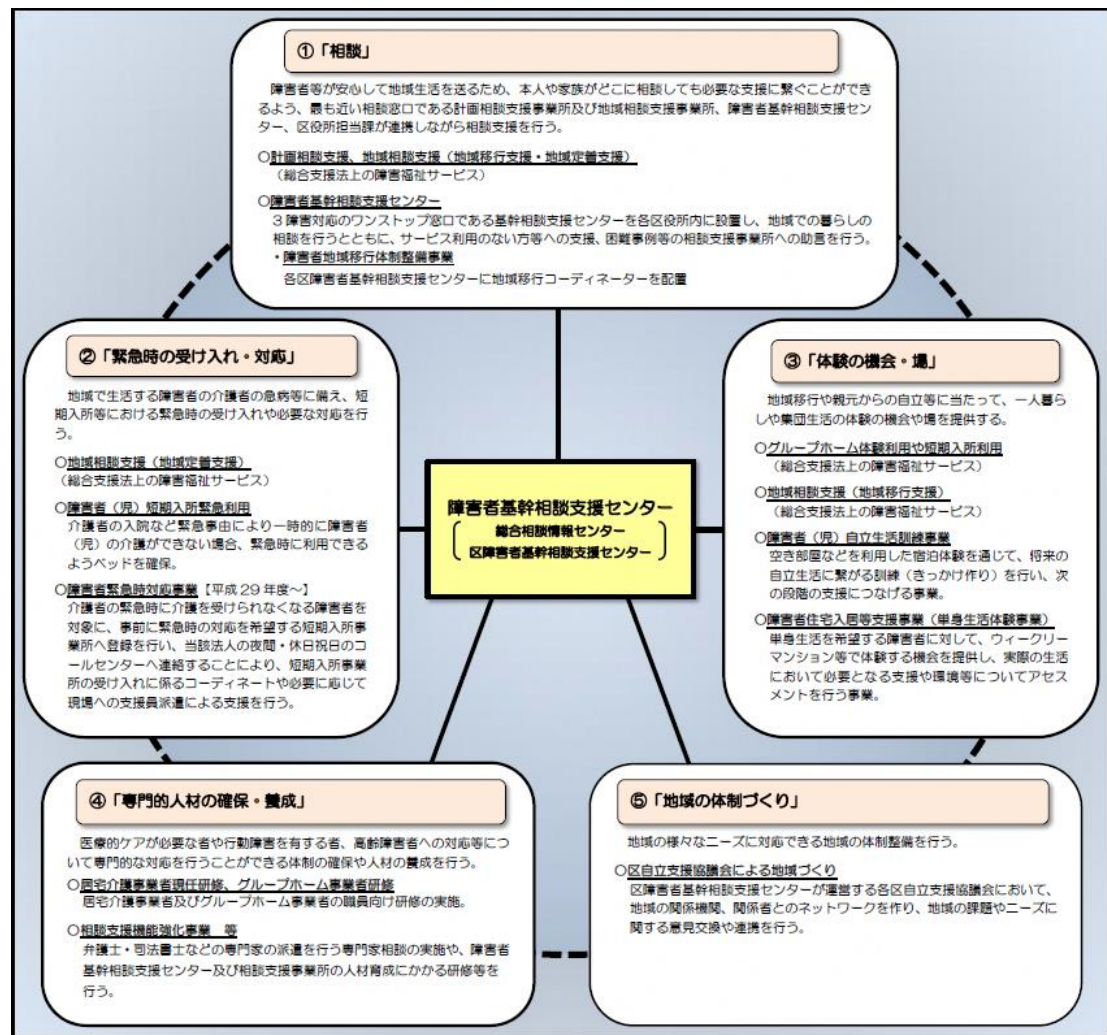
## 地域の体制 づくり

- 区障害者基幹相談支援センターが運営する各区自立支援協議会において、地域の関係機関、関係者とのネットワークを作り、地域の課題やニーズに関する意見交換や連携を行っている

## その他

「ー」

- 総合相談情報センターと各区の障害者基幹相談支援センターを中核とした面的整備
- 緊急時受け入れは、当事者と結びつきの強い日中活動系サービス事業所と短期入所事業所が連携して、日中活動系サービス事業所職員が駆けつけることで対応



## 利用事例

## 1

**利用者の属性**

- ・家族と自宅で同居している40代

**利用した経緯**

- ・休日に家族で外出時に家族が急に体調を崩し救急搬送され、緊急時対応事業の登録先の短期入所の事業所に連絡が入る
- ・緊急時支援員を派遣し、短期入所まで移送し受け入れとなる
- ・短期入所の利用は1泊

**利用の効果等**

- ・家族の緊急時にスムーズに短期入所の利用に至っている



- 障害者の重度化や高齢化などを見据え、5つの機能が効果的に連携できるよう、個別事例を積み重ねていく中で出てきた課題に取り組んでいく必要がある